

「全国大会期間中の託児室開設制度」

(1) 日本英文学会は、会員の学会活動と育児の両立を支援するために、託児室の安全性や開設に要する経費等に関する諸条件が満たされていると理事会が判断する場合、その判断に基づいて、全国大会期間中、小学校入学以前の乳幼児のみを対象として託児室を開設する。

(2) 託児室の開設時間については、原則として、大会第 1 日目は 12 時から 18 時までの 6 時間、2 日目は 9 時から 17 時までの 8 時間とする。託児室では原則として食事を提供しない。提供する場合も、食中毒や食物アレルギー等の危険性を避けるために、食事は原則として保護者が用意するものとする。詳細に関しては、託児業務委託業者等の指示にすべて従うものとする。

(3) 託児室開設に要する費用については、受益者一部負担の原則を適用する。託児室利用者は利用料を 1 日あたり 5000 円支払う。利用希望者は費用を事前に本部事務局の指定口座に振り込む。

(4) 利用者は引き取り時間を厳守しなければならない。万一、託児室の閉室時間を超えた場合、利用者は違約金 2500 円を支払うものとする。

(5) 事故等が発生した場合に備え、日本英文学会は託児業務委託業者等との間で通常程度の保険契約を結ぶものとし、万一事故等が発生した場合も、運営上の規定違反あるいは施設の欠陥が明白に主要な原因である事故等を除いて、補償等について責任を負うことはしない。通常の保険契約を超える補償を求める可能性のある場合、利用者は自己の責任において別途保険契約を結ばなければならない。事故に関する補償等の問題は、託児業務委託業者等と託児室利用者の話し合いによって解決するものとする。